

税制で人的資本投資の支援を

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

最初に、筆者がコロンビア大学ロースクールで客員研究員として学んだ2004年に見聞したことから始めたい。ニューヨークのハーレムに隣接するコロンビア大学は、質の高い教授陣やニューヨークという立地の利の下で、ロースクールやビジネススクール、国際公共政策大学院（SIPA）など人気の大学院学部を抱えており、当時100人近い日本人留学生がいた。SIPAを核とする日本人留学コミュニティがあり、2か月に一度の頻度で20名程度の学生が集まり情報交換をしていた。常連参加者の内訳は、企業や官庁から派遣されたグループが半数、企業を退社して年間数百万円にも及ぶ学費や滞在費を自ら負担して学ぶグループが半数という構成であった。後者の学生は、そのまま米国企業や国際機関に就職したり、帰国して外資企業に新たに職を求めるといった者で、派遣グループに比べてけた違いに高い勉学への熱意や真剣さを持っている姿が印象的であった。

そこで税制の話になるのだが、自らリスクを取り退社して人的資本向上のため留学をはじめ学び直しをする者は、所得がないので学費などの費用を控除することはできない。一方給与と所得者には特定支出控除があり、制限

はあるものの、研修費や資格取得費などが経費として認められており（先述の企業派遣留学生の場合学費は企業もちなのでこれには該当しない）、公平性を欠いているといえる。

そこで、自らリスクを取り人的資本の価値を高めようと学び直しをする者が負担する学費などの費用については、転職後所得を得た段階で複数年にわたって所得控除できるような税制で支援する制度を作ってはどうか。

非正規雇用者や単発の契約で労務を提供するギグワーカー（個人事業者）、さらにはAIやロボットに職を奪われそうな単純労働者などが、学び直しにより人的資本を向上させ所得を増やす場合にも適用できるようにすれば、彼らの生活向上を支援する効果も見込まれる。

このような税制は、税理論で考えて十分理屈の立つものである。設備投資などの物的投資の場合には、費用と収益とを対応させる減価償却制度があり、投資費用は複数年にわたり費用として控除できる。また研究開発税制等さまざまな投資促進税制がある。学び直しを人的投資ととらえて、学費などの費用を転職後（人的資本投資後）の収入から複数年にわたり控除できるようにすることは合理性

がある。人的資本は陳腐化し減価しやすいので、3年－5年程度で費用化することが考えられる。陳腐化の度合いは人によって異なり、費用を税務上長期にわたり管理することにはコストもかかるので、税制は簡素化し、人的投資をした者に一定額の所得控除を一定期間供与するといった内容にすることが望ましい。筆者はこれを「能力開発控除」と名付け、いろいろなところで話しているのだが、評判は悪くない。

実は、似たような発想に基づく制度がある。1989年に導入されたオーストラリアの高等教育貢献制度（HECS）である。学生がこの制度を申請すれば、在学中に授業料を払わなくてもよい。卒業後所得が一定の水準（400万

円程度）に達すると初めて奨学金（教育ローン）の返済義務が発生する。岸田文雄首相が議長を務める「教育未来創造会議」の提言にとり入れられている。

岸田内閣は、人的資本への投資を政策の柱とし、3年間で4,000億円の施策パッケージや企業の人的資本投資の取組などの非財務情報を開示させる検討を行っている。合わせ必要なことは、自らリスクを取って学び直しをする個人を直接支援する制度の導入ではないか。先進諸国と比べて大きく見劣りのするわが国の人的資本投資がわが国経済地盤沈下の要因でもある。あらゆる方法で支援していく必要がある。